

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則	予 算 経 理 室	1 頁
告 示	○ 三重県教育委員会公印規則による公印の新調	予 算 経 理 室	2 頁
訓 令	○ 三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令	教 育 総 務 室	3 頁
	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	人 材 政 策 室	3 頁
	○ 県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令	福 利 ・ 給 与 室	24 頁
お知らせ	○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	福 利 ・ 給 与 室	24 頁
	○ 三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認	生 涯 学 習 室	31 頁
	○ 三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認	ス ポ ー ツ 振 興 室	33 頁
	○ 三重県営松阪野球場の利用料金の承認	ス ポ ー ツ 振 興 室	40 頁
	○ 三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認	ス ポ ー ツ 振 興 室	41 頁

規 則

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月三十一日

三重県教育委員会委員長 竹 下 謙

三重県教育委員会規則第十八号

三重県教育委員会公印規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会公印規則（昭和三十三年三重県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会印の項を次のように改める。

教育委員会印	方三〇	三重県 教育委 員会印	てん書	木	教職員免許用 辞令書用 公文書用	教育委員会の公印の 事務を担当する室
--------	-----	-------------------	-----	---	------------------------	-----------------------

別表出納員印の項を次のように改める。

出納員印	方二	三重県教 育委員会 出納員印	てん書	木	出納事務用	教育委員会の出納員 を置く室（研修分野 を除く。）
	方二	三重県教 育委員会 出納員印 研修用	てん書	木	出納事務用	教育委員会の出納員 を置く室（研修分野 を除く。）

	方二二	(地域機関・ 教育機関) 出納員印	てん書	木	出納事務用	各地域機関及び教育 機関(県立学校及び その分校を除く。)
--	-----	-------------------------	-----	---	-------	-------------------------------------

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第18号

三重県教育委員会公印規則(昭和33年三重県教育委員会規則第19号)第2条の規定による公印を次のとおり新調しました。

平成18年3月31日

三 重 県 教 育 委 員 会

第1

- 1 公 印 名 三重県立北星高等学校印
- 2 寸 法 方60ミリメートル
- 3 印 影



- 4 使用範囲 三重県立北星高等学校における卒業証書用
- 5 使用開始日 平成18年4月1日

第2

- 1 公 印 名 三重県立北星高等学校長印
- 2 寸 法 方23ミリメートル
- 3 印 影



- 4 使用範囲 三重県立北星高等学校における公文書用
- 5 使用開始日 平成18年4月1日

第3

- 1 公 印 名 三重県立熊野少年自然の家出納員印
- 2 寸 法 方21ミリメートル

3 印 影



- 4 使用範囲 三重県立熊野少年自然の家における出納事務用
5 使用開始日 平成18年4月1日

訓 令

教委訓第3号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成18年3月31日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公報配布規程(昭和39年教委訓第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「課」を「室」に改める。

第1条第1項第2号「教育事務所」を削り、第3号を第2号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

教委訓第4号

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程(平成8年教委訓第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「第17条第1号」を「第17条第2号」に改め、同条第10号中「第17条第2号」を「第17条第3号」に、「同条第3号」を「同条第4号」に、「第19条第1項に規定する」を「組織規則第19条第1項に規定する総括地域調整・人事監及び」に改め、同条第12号中「第18条第1項」を「第18条第1号」に改め、「同条第2項に規定する所長」を削り、同号を同条第13号とし、同条第11号中「グループリーダー」を「副室長」に、「第17条第4号」を「第17条第5号」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号の次に次の1号を加える。

(1)地域調整・人事監 組織規則第19条第1項に規定する地域調整・人事監をいう。

第2条に次の1号を加える。

(4)課長 組織規則第18条第2号に規定する課長及び三重県立図書館の管理等に関する規則(平成6年三重県教育委員会規則第20号)第3条第1項第2号に規定する課長、斎宮歴史博物館条例施行規則(平成元年三重県教育委員会規則第12号)第3条第1項第2号に規定する課長及び三重県立美術館条例施行規則(昭和57年三重県教育委員会規則第2号)第3条第1項第2号に規定する課長をいう。

第3条中「総括室長、室長及びグループリーダー」を「総括室長、室長、地域調整・人事監及び副室長」に、「所長及びグループリーダー」を「所長及び課長」に、「地域機関の長又はグループリーダー」を「地域機関の長又は課長」に改める。

第5条中「所長及びグループリーダー」を「所長、地域調整・人事監、副室長及び課長」に改める。

第7条の表中

	区 分	本 庁			地 域 機 関
第1欄	決裁者	教育長	総括室長	室長	所長
第2欄	決裁者が不在のとき	総括室長	室長	グループリーダー	グループリーダー
第3欄	決裁者及び第3欄に定める代決者がともに不在で事務処理上緊急やむを得ないとき	総務の事務を担当する室長			

を

	区 分	本 庁			地 域 機 関
第1欄	決裁者	教育長	総括室長	室長	所長
第2欄	決裁者が不在のとき	副教育長	室長	副室長	課長
第3欄	決裁者及び第2欄に定める代決者がともに不在で事務処理上緊急やむを得ないとき	代決しようとする事務を所掌する総括室長			

に改める。

第12条中「室長及び副室長」を「室長、地域調整・人事監及び副室長」に改める。

別表第1 (1)の表中

総括室長	室長	グループリーダー	所長	グループリーダー
------	----	----------	----	----------

を

総括室長	室長	副室長	所長	課長
------	----	-----	----	----

に、

1	事務管理に関する事務	1 事務局の事務の基本的な処理方針の決定	○						
		2 三重県教育委員会事務局組織規則（昭和43年三重県教育委員会規則第6号）第5条に定める本庁の分掌事務のうち、一の事務の処理方針の決定		○					
		3 室の事務の基本的な処理方針の決定			○				
		4 地域機関の事務の基本的な処理方針の決定				○			各地域機関
		5 グループの事務の基本的な処理方針の決定							
		(1)本庁の所掌に属する場合				○			
(2)地域機関の所掌に属する場合					○		各地域機関		

を

1	事務管理に関する事務	1 事務局の事務の基本的な処理方針の決定	○						
		2 三重県教育委員会事務局組織規則（昭和43年三重県教育委員会規則第6号）第5条に定める本庁の分掌事務のうち、一の事務の処理方針の決定		○					
		3 室の事務の基本的な処理方針の決定			○				

	4 地域機関の事務の基本的な処理方針の決定							○			各地域機関
	5 グループの事務の基本的な処理方針の決定							○			
	6 課の事務の基本的な処理方針の決定								○		各地域機関

に改め、同表中第25号の項を第26号の項とし、第20号の項から第24号の項までを1号ずつ繰り下げ、第19号の項の次に次のように加える。

20	行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の施行に関する事務	1 法第11条第2項の規定による総代の互選命令							○				
		2 法第13条第2項の規定による届出の受理							○				
		3 法第16条の規定による陳述の内容の録取等(法第48条及び第56条において準用する場合を含む。)								○			
		4 法第17条第2項の規定による書面の送付(法第56条において準用する場合を含む。)								○			
		5 法第18条の規定による送付及び通知								○			
		6 法第21条の規定による補正命令(法第48条、第52条及び第56条において準用する場合を含む。)								○			
		7 法第22条第1項の規定による送付及び弁明書の提出要求(法第52条第2項において準用する場合を含む。)								○			
		8 法第22条第2項の規定による弁明書の提出(法第52条第2項において準用する場合を含む。)	○										
		9 法第22条第3項の規定による送付(法第52条第2項において準用する場合を含む。)								○			
		10 法第23条の規定による反論書の提出期限の決定(法第52条第2項において準用する場合を含む。)								○			
		11 法第24条第1項の規定による許可(法第48条及び第56条において準用する場合を含む。)								○			
		12 法第24条第2項の規定による参加要求(法第48条及び第56条において準用する場合を含む。)								○			
		13 法第25条第1項ただし書の規定による機会供与(法第48条、第52条第2項及び第56条において準用する場合を含む。)								○			
		14 法第25条第2項の規定による許可(法第48条、第52条第2項及び第56条において準用する場合を含む。)								○			
		15 法第26条の規定による提出期限の決定(法第48条、第52条第2項及び第56条において準用する場合を含む。)								○			

16 法第27条の規定による陳述及び鑑定 の要求(法第48条、第52条第2項及び 第56条において準用する場合を含む。)								
17 法第28条の規定による物件の提出要 求等(法第48条、第52条第2項及び第 56条において準用する場合を含む。)								
18 法第29条第1項の規定による検証 (法第48条、第52条第2項及び第56 条において準用する場合を含む。)								
19 法第29条第2項の規定による通知及 び機会供与(法第48条、第52条第2項 及び第56条において準用する場合を含 む。)								
20 法第30条の規定による審尋(法第48 条、第52条第2項及び第56条において 準用する場合を含む。)								
21 法第33条第1項の規定による提出 (法第52条第2項及び第56条において 準用する場合を含む。)								
22 法第33条第2項の規定による閲覧及 び閲覧拒否(法第52条第2項及び第56 条において準用する場合を含む。)								
23 法第33条第3項の規定による指定 (法第52条第2項及び第56条において 準用する場合を含む。)								
24 法第34条第2項の規定による執行停 止(法第48条及び第56条において準用 する場合を含む。)								
25 法第34条第3項の規定による執行停 止(法第56条において準用する場合を 含む。)								
26 法第35条の規定による執行停止の取 消し(法第48条及び第56条において準 用する場合を含む。)								
27 法第36条の規定による併合及び分離 (法第48条、第52条第2項及び第56 条において準用する場合を含む。)								
28 法第37条第3項の規定による届出の 受理(法第48条、第52条及び第56条 において準用する場合を含む。)								
29 法第37条第6項の規定による許可 (法第48条、第52条及び第56条にお いて準用する場合を含む。)								
30 法第38条の規定による引継ぎ及び通 知(法第48条、第52条及び第56条にお いて準用する場合を含む。)								
31 法第40条の規定による裁決(法第56 条において準用する場合を含む。)								
32 法第42条の規定による送達等(法第 48条、第52条及び第56条において準 用する場合を含む。)								

33 法第43条の規定による処分、公示及び通知(法第56条において準用する場合を含む。)	○								
34 法第44条の規定による返還(法第48条、第52条第2項及び第56条において準用する場合を含む。)			○						
35 法第46条の規定による送付及び通知	○								
36 法第47条の規定による決定	○								
37 法第50条の規定による決定等	○								
38 法第51条の規定による裁決	○								
39 法第54条の規定による送付要求			○						
40 法第55条の規定による裁決	○								
41 法第57条の規定による教示			○						
42 法第58条の規定による送付			○						

別表第1(2)の表中

本 庁			地 域 機 関		所 長	地 域 機 関
総括室長	室長	グループリーダー	所長	グループリーダー		

を

本 庁			地 域 機 関		所 長	地 域 機 関
総括室長	室長	副室長	所長	課長		

に、

7	工事請負費			5億円未満			5億円未満	各地域機関	1割未満の変更の場合を含む。
---	-------	--	--	-------	--	--	-------	-------	----------------

を

7	工事請負費	2億円以上5億円未満		2億円未満			2億円未満	各地域機関	1割未満の変更の場合を含む。
---	-------	------------	--	-------	--	--	-------	-------	----------------

に改める。

別表第1(3)の表中

総括室長	室長	グループリーダー
------	----	----------

を

総括室長	室長	副室長
------	----	-----

に改める。

別表第2(1)の表中

総 括 室 長	室 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー	所 長	グ ル ー プ リ ー ダ ー
------------------	--------	--------------------------------------	--------	--------------------------------------

を

総 括 室 長	室 長	副 室 長	所 長	課 長
------------------	--------	-------------	--------	--------

に改める。

別表第2 (2)の表を次のように改める。

(2) 学校施設及び職員に関する事務

区 分	事務の種類	事項	決 裁 区 分						地域 機関 の 名 称	
			教育長	専 決 者						受任者 所長
				本 庁			地域機関			
				総括室長	室長	地域調整・人事監	副室長	所長		
1	職員の給与に関する 条例の施行に関する 事務	1 条例第7条に規定する初任給、昇格及び降格並びに第8条の規定による昇給の決定	○							
		2 条例第22条第2項の規定による勤勉手当の割合の決定	○							
		3 条例第24条第3号から第5号までの規定による療養の期間の設定		○						
		4 条例第36条の規定による臨時及び非常勤職員の給与の決定		○						
2	職員の給与の支給に関する規則の施行に関する事務	規則第2条第2項の規定による給料の支給日の変更	○							
3	三重県職員退職手当支給条例施行規則（昭和29年三重県人事委員会規則7—1）の施行に関する事務	規則第3条の規定による退職手当の支給額の決定及び通知	○							
4	公立学校職員の給与	1 条例第9条の3の規定による職務の	○							

11	分限に関する事務 (公立学校教職員に係るものを除く。)	1 地方公務員法第28条の規定による分限処分																			
		係長職、一般職員及び現業職員(以下「一般職員等職」という。)に係るもの	○																		
		2 職員の分限に関する条例(昭和48年三重県条例第3号)第2条の規定による分限処分																			
		一般職員等職に係るもの	○																		
12	服務等に関する事務 (公立学校教職員に係るものを除く。)	1 地方公務員法第34条第2項の規定による供述の許可																			
		(1) 部長職、次長職及び課長職に係るもの	○																		
		(2) 前号に掲げる職以外の職に係るもの		○																	
		2 法第35条の規定による職務専念義務の免除(別表第1(1)の表第8号の項第1号に掲げるものを除く。)																			
		(1) 部長職、次長職及び課長職に係るもの	○																		
		(2) 前号に掲げる職以外の職に係るもの			○																
		3 法第38条の規定による営利企業等の従事許可																			
		(1) 部長職、次長職及び課長職に係るもの	○																		
		(2) 前号に掲げる職以外の職に係るもの			○																
		4 法第55条の2の規定による在籍専従の許可	○																		
		5 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年三重県条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第3条第2項の規定による勤務時間の特例設定			○																
		6 勤務時間条例第5条第1項の規定による勤務時間の割振り等の特例設定			○																
7 勤務時間条例第5条第2項ただし書きの規定による勤務時間の割振り等に係る人事委員会との協議			○																		
8 勤務時間条例第19条の規定による臨時又は非常勤職員の勤務時間、休暇等の決定			○																		

		9 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年三重県人事委員会規則13—2）第21条の規定による週休日等についての別段の定め			○								
		10 勤務時間、休憩時間及び休息時間の変更承認			○								
		11 履歴事項の変更等に係る届の受理						○					
		12 履歴事項等の証明						○					
		13 職員証の交付、再交付及び記載事項の訂正並びに職員記章の交付及び再交付						○					
		14 職員証及び職員記章の返納届の受理						○					
		15 病気休暇届及び介護休暇届の受理						○					
13	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の施行に関する事務	1 法第2条第1項の規定による育児休業の承認			○								
		2 法第3条第1項の規定による育児休業の期間の延長			○								
		3 法第5条第2項の規定による育児休業の承認の取消し			○								
		4 法第6条の規定による臨時的任用の承認			○								
		5 法第9条第1項の規定による部分休業の承認			○								
		6 職員の育児休業等の承認の請求手続等に関する規則（平成4年三重県人事委員会規則12—11）第4条第1項の規定による届出に関する事務						○					
14	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の施行に関する事務	1 法第45条第2項の規定による意見書の提出			○								
		2 療養補償受給証明書の発行			○								
15	公立学校教職員の任免に関する事務	1 地方公務員法第6条の規定による県立学校教職員の任免											
		(1) 教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師（常勤の者に限る。）、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員、技術職員、学校司書及び学校栄養職員に係るもの（上記のうち、本庁の課長補佐級以上に相当するものを除く。以下「一般教職員」という。）	○										
		(2) 現業職員に係るもの（臨時的任用職員を除く。）			○								

		4 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第17条の規定による兼職又は兼業の承認																		
		(1) 校長に係るもの	○																	
		(2) 校長以外の教職員に係るもの(県立学校教職員に係るもののうち、PTA等が主催し週休日及び休日に実施する講習の事務に従事する場合を除く。)			○															
18	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年三重県条例第43号)の施行に関する事務	1 条例第3条第2項の規定による災害の公務上及び公務外の認定並びに通知			○															
		2 条例第5条の規定による補償基礎額の決定等			○															
		3 条例第16条において、その例によるとされている地方公務員災害補償法第35条第1項の規定による遺族補償年金の支給の停止及び停止の解除			○															
		4 条例第20条第1項の規定による報告、提出、出頭及び診断等の命令						○												
		5 条例第21条の規定による補償の支払の一時差止めの決定			○															
		6 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年三重県規則第9号)第10条の規定による補償に関する決定及び通知			○															
		7 規則第12条の規定による年金証書の交付						○												
		8 規則第13条の規定による年金証書の再交付						○												
		9 規則第18条の規定による協議			○															
		10 規則第19条第2項の規定による福祉事業の決定及び通知			○															
19	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和32年法律第143号)の施行に関する事務	1 三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(昭和33年三重県条例第47号)第3条の規定による公務災害の認定及び通知			○															
		2 三重県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則(昭和34年三重県教育委員会規則第1号)第5条の規定による補償の決定及び通知			○															

		いて「省令」という。) 第30条の規定による教員養成機関の指定の申請																		
		11 省令第31条の規定による申請及び届出				○														
		12 省令第36条の規定による免許法認定講習の開設				○														
		13 省令第38条の規定による免許法認定講習における単位の授与				○														
		14 省令第39条の規定による申請、省令第40条の規定による変更の届出及び省令第42条の規定による報告				○														
		15 教育職員免許状に関する規則(昭和46年三重県教育委員会規則第6号)第8条の規定による単位修得方法の細則の決定	○																	
		16 規則第25条の規定による免許状授与証明書の交付							○											
22	地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の施行に関する事務	1 法第2条第1項ただし書の規定による承認																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの				○														
		(2) 小中学校教職員に係るもの					○													
		2 法第2条第2項の規定による承認																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの				○														
		(2) 小中学校教職員に係るもの					○													
		3 法第3条第1項の規定による期間延長の承認																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの				○														
		(2) 小中学校教職員に係るもの					○													
		4 法第5条第2項の規定による承認の取消																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの				○														
		(2) 小中学校教職員に係るもの					○													
		5 法第6条の規定による臨時的任用職員の任免																		
		(1) 県立学校教職員に係るもの				○														
		(2) 小中学校教職員に係るもの					○													
		6 県立学校教職員にかかる法第9条の規定による部分休業の承認				○														

23	死亡叙位・叙勲に関する事務	死亡叙位・叙勲の受章候補者の推薦			○																
24	事務局職員及び公立学校教職員に係る福利厚生に関する事務	1 地方公務員法第42条の規定による職員の福利厚生計画の樹立	○																		
		2 法第42条の規定による職員の福利厚生事業の実施			○																
		3 三重県公立学校職員の共済制度に関する条例(昭和29年三重県条例第82号)第5条第1項の規定による業務の監督																			
		(1) 次号以外のもの	○																		
		(2) 定例的平常業務に係るもの			○																
25	学校保健法(昭和33年法律第56号)の施行に関する事務	法第8条の規定による公立学校教職員の健康診断の計画及び実施			○																
26	恩給法(大正12年法律第48号)の施行に関する事務	1 恩給法の一部を改正する法律(昭和26年法律第87号)附則10項の規定による恩給を受ける権利の裁定			○																
		2 法第9条の2の規定による受給権存否の調査			○																
		3 法第58条の4の規定による恩給年額の一部停止の決定			○																
		4 恩給給与規則(大正12年勅令369号)第27条の規定による恩給の支給の決定			○																
27	県吏員職員退職諸給与支給条例(昭和9年三重県条例第11号)の施行に関する事務	1 条例第2条第2項の規定による退職諸給与を受ける権利の裁決			○																
		2 条例第11条の規定による受給権存否の調査			○																
		3 条例第32条の4の規定による退職料年額の一部停止の決定			○																
		4 県吏員職員退職諸給与支給条例細則(昭和9年三重県告示第738号)第25条の規定による退職諸給与の支給の決定			○																

別表第2 (3)の表中

総括室長	室長	グループリーダー	所長	グループリーダー
------	----	----------	----	----------

を

総 括 室 長	室 長	副 室 長	所 長	課 長
------------------	--------	-------------	--------	--------

に改める。

別表第2(4)の表を次のように改める。

(4) 生涯学習に関する事務

区 分	事務の種類	事項	決 裁 区 分					地域機関 の名称
			教育長	専 決 者			受任者	
				本 庁		地域機 関		
				総括室長	室長			
1	社会教育法(昭和24年法律第207号)の施行に関する事務	1 法第8条の規定による資料提供等の協力依頼		○				
		2 法第9条の4第4号の規定による社会教育主事の認定		○				
		3 法第9条の6及び第28条の2の規定による研修の実施		○				
		4 法第40条の規定による公民館事業の停止又は勧告	○					
		5 法第48条の規定による社会教育講座の開設		○				
2	三重県社会教育主事派遣に関する規則(昭和49年三重県教育委員会規則第1号)の施行に関する事務	1 規則第2条の規定による派遣の決定	○					
		2 規則第6条第2項の規定による派遣期間の延長又は短縮の決定		○				
		3 規則第10条の規定による協定の締結	○					
3	スポーツ振興法(昭和36年法律第141号)の施行に関する事務	法第4条第3項の規定による基本計画の決定	○					
4	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の施行に関する事務	1 法第182条の規定による文化財の保護に関する事務						
		(1) 三重県文化財保護条例(昭和32年三重県条例第72号)第5条第4項、第6条第2項、第6条第4項、第22条第4項、第23条第4項、第23条第		○				

	第6号)の施行に関する事務	2 法第15条第1項及び第2項の規定による登録証の交付及び再交付			○				
		3 法第18条の2第1項の規定による承認			○				
		4 法第14条第4項、第16条第2項、第17条第3項及び第18条の2第3項の規定による都道府県公安委員会に対する通知			○				
		5 三重県銃砲刀剣類登録審査委員任用規則(平成12年三重県教育委員会規則第6号)第2条の規定による登録審査委員の任命			○				
6	三重県立図書館の管理等に関する規則(平成6年三重県教育委員会規則第20号)の施行に関する事務	1 規則第4条の規定による休館日の決定				○			図書館
		2 規則第5条の規定による利用時間の変更					○		図書館
		3 規則第12条の規定による図書等の寄託の承諾等						○	図書館
7	三重県立鈴鹿青少年センター条例(昭和60年三重県条例第5号)の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知			○				
		2 条例第6条第1項の規定による指定管理者の選定	○						
		3 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定	○						
		4 条例第7条の規定による告示			○				
		5 条例第8条の規定による協定の締結	○						
		6 条例第9条の規定による事業報告書の受理			○				
		7 条例第10条の規定による業務状況の聴取等			○				
		8 条例第11条第1項の規定による教育委員会による施設管理			○				
		9 条例第11条第2項の規定による使用料の徴収			○				
		10 条例第12条の規定による休業日の変更			○				
		11 条例第17条第2項の規定による利用料金の承認			○				
		12 条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除			○				
8	三重県立熊野少年自	1 規則第5条の規定による休業日の変				○			熊野少年

	然の家条例施行規則 (昭和52年三重県教育委員会規則第2号)の施行に関する事務	更等の承認								自然の家
		2 規則第12条の規定による管理に関する定め承認						○		熊野少年自然の家
9	三重県立博物館条例 (昭和39年三重県条例第49号)の施行に関する事務	1 条例第3条の規定による休館日の決定						○		博物館
		2 条例第4条の規定による利用時間の延長						○		博物館
		3 条例第8条の規定による使用許可							○	博物館
		4 条例第9条の規定による許可の取消							○	博物館
		5 三重県立博物館条例施行規則第2条の規定による入館手続きの決定						○		博物館
		6 規則第5条の規定による資料委託の承諾等							○	博物館
10	三重県立美術館条例 (昭和57年三重県条例第1号)の施行に関する事務	1 条例第3条の規定による休館日の決定						○		美術館
		2 条例第4条第2項の規定による開館時間及び入館時間の変更							○	美術館
		3 条例第8条の規定による美術資料の模写等の許可							○	美術館
		4 条例第9条の規定による施設等の使用の許可							○	美術館
		5 条例第10条第2項の規定による管理上の条件の設定							○	美術館
		6 条例第11条の規定による第8条又は第9条の許可を受けた者に対する許可の取消し又は使用の中止							○	美術館
		7 三重県立美術館条例施行規則第4条の規定による入館手続							○	美術館
11	美術館の職員に係る旅行命令等に関する事務	1 職員等の旅費に関する条例第4条の規定による旅行命令								
		(1) 館長及び参事						○		美術館
		(2) (1)に掲げる職以外の職にかかる者						○		美術館
		2 時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令								
		(1) 館長及び参事						○		美術館
		(2) (1)に掲げる職以外の職にかかる者						○		美術館
		3 職員の勤務時間、休暇等に関する規則第19条の規定による病気休暇又は特別休暇の承認								

		(1) 館長及び参事						○		美術館
		(2) (1)に掲げる職以外の職にかかる者							○	美術館
12	齋宮歴史博物館条例 (平成元年三重県条例第6号)の施行に関する事務	1 条例第3条の規定による休館日の決定						○		齋宮歴史博物館
		2 条例第4条第2項の規定による開館時間及び入館時間の変更						○		齋宮歴史博物館
		3 条例第7条の規定による博物館資料の特別観覧の許可							○	齋宮歴史博物館
		4 条例第8条の規定による施設等の使用の許可							○	齋宮歴史博物館
		5 条例第9条第2項の規定による管理上の条件の設定							○	齋宮歴史博物館
		6 条例第10条の規定による第7条又は第8条の許可を受けた者に対する許可の取消し又は使用の中止							○	齋宮歴史博物館
		7 規則第12条の規定による資料の寄贈及び寄託の承諾等							○	齋宮歴史博物館
13	三重県営総合競技場条例(昭和43年三重県条例第37号)の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知			○					
		2 条例第6条第1項の規定による指定管理者の選定	○							
		3 条例第6条第2項の規定による指定管理者の指定	○							
		4 条例第7条の規定による告示			○					
		5 条例第8条の規定による協定の締結	○							
		6 条例第9条の規定による事業報告書の受理			○					
		7 条例第10条の規定による業務状況の聴取等			○					
		8 条例第11条第1項の規定による教育委員会による施設管理			○					
		9 条例第11条第2項の規定による使用料の徴収			○					
		10 条例第12条の規定による利用時間の変更			○					
		11 条例第13条の規定による休業日の変更			○					
		12 条例第18条第2項の規定による利用料金の承認			○					
		13 条例第22条ただし書の規定による原状回復義務の免除			○					

		10 条例第11条の規定による利用時間の変更			○						
		11 条例第12条の規定による休業日の変更			○						
		12 条例第17条第2項の規定による利用料金の承認			○						
		13 条例第21条ただし書の規定による原状回復義務の免除			○						
16	三重県営鈴鹿スポーツガーデン条例(平成4年三重県条例第32号)の施行に関する事務	1 条例第5条の規定による指定管理者の指定の申請の告知			○						
		2 条例第6条第1項の規定による指定管理者の選定	○								
		3 条例第6条第2項の規定による指定	○								
		4 条例第7条の規定による告示			○						
		5 条例第8条の規定による協定の締結	○								
		6 条例第9条の規定による事業報告書の受理			○						
		7 条例第10条の規定による業務状況の聴取等			○						
		8 条例第11条第1項の規定による教育委員会による施設管理			○						
		9 条例第11条第2項の規定による使用料の徴収			○						
		10 条例第12条の規定による利用時間の変更			○						
		11 条例第13条の規定による休業日の変更			○						
		12 条例第18条第2項の規定による利用料金の承認			○						
		13 条例第22条ただし書の規定による原状回復義務の免除			○						

別表第2(5)の表中

「

総括室長	室長	グループリーダー	所長	グループリーダー
------	----	----------	----	----------

」

を

総 括 室 長	室 長	副 室 長	所 長	課 長
------------------	--------	-------------	--------	--------

に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

教委訓令第5号

各 県 立 高 等 学 校

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令を次のように定めます。

平成18年3月31日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱の一部を改正する訓令

県立高等学校の寄宿舎舎監業務嘱託取扱要綱（昭和48年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「69,000円」を「68,700円」に、「2,900円」を「2,890円」に、「1,450円」を「1,440円」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

お 知 ら せ

平成18年3月31日付け三重県公報号外に、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三重県人事委員会規則

第10号 が、次のように掲載されました。

三重県教育委員会規則

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十八年三月三十一日

三重県人事委員会委員長 渡 辺 八 尋

三重県教育委員会委員長 井 村 正 勝

三重県人事委員会規則

第十号

三重県教育委員会規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年^{三重県人事委員会規則}第一号）の一部を次のように^{三重県教育委員会規則}

改正する。

第二条の戻出し中「および」を「及び」に改め、同条第一項中「または」を「又は」に改め、同条第二項中「第五条第五項」を「第六条の五第二項」に、「三重県教育委員会規則および三重県人事委員会規則（以下「規則」といふ）」を「規則（三重県教育委員会（以下「県委員会」といふ）及び三重県人事委員会（以下「人事委員会」といふ）が共同で定める規則をいふ。以下同じ。）」に、「賃金または手当等の支給を受けている職員については、給料および扶養手当に相当する額」を「給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額」に改める。

第三条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「地方公務員共済組合法」を「地方公務員等共済組合法」に、「別表第四に掲げる」を「第八十四条第二項に規定する階級に該当する」に改める。

第四条第一項中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第一号」に、「一」を「いずれかに」に、「三重県教育委員会（以下「県委員会」といふ）」を「県委員会」に改める。

第四条の次に次の五条を加える。

(基礎在職期間)

第四条の二 条例第五条の二第二項十九号に規定する規則で定める在職期間は、次に掲げる在職期間とする。

- 一 条例第七条の二第六項に規定する場合における移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間
- 二 条例附則第十四項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧専売公社、旧電信電話公社又は旧国有鉄道の職員としての在職期間
- 三 条例附則第十五項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる日本たばこ産業株式会社及び日本電信電話株式会社の職員としての在職期間
- 四 条例附則第十六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる昭和六十二年三月三十一日までの旧国有鉄道の職員としての在職期間及び昭和六十二年四月一日以後の承継法人等の職員としての在職期間
- 五 条例附則第二十二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧団体の職員としての在職期間
- 六 条例附則第二十三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間
- 七 公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号)第十八条に規定する再び職員となつた者の同条に規定する特定法人役職員としての在職期間

(退職手当の調整額の算定対象から除外する休職月等)

第四条の三 条例第六条の四第一項に規定する規則で定める休職月等は、次の各号に掲げる休職月等の区分に応じ、当該各号に定める休職月等とする。

- 一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(次号及び第三号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。)当該休職月等
- 二 育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業をいう。以下同じ。)により現実に職務に従事することを要しない期間当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)のあつた休職月等 退職した者が属していた条例第六条の四第一項各号に掲げる職員の区分(以下「職員の区分」という。)が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の三分の一に相当する数(当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- 三 第一号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等(前号に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあつた休職月等を除く。) 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数(当該相当する数に未満の端数があるときは、これを切り上げた数)になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

(基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い)

第四条の四 退職した者の基礎在職期間に条例第五条の二第二項第二号から第十九号までに掲げる期間(以下「特定基礎在職期間」という。)が含まれる場合における条例第六条の四第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。ただし、三重県職員退職手当支給条例(昭和二十九年三重県条例第六十一号)第一条に規定する職員としての在職期間がある者について、その者が当該職員であつた期間に係る次条の規定の適用については、三重県人事委員会規則七十一(三重県職員退職手当支給条例施行規則)の次条の規定に相当する規定の例によるものとする。

- 一 職員としての引き続いた在職期間 その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。)に連続する特定基礎在職期間 当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員
- 二 前号に掲げる特定基礎在職期間以外の特定基礎在職期間 当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員(当該従事していた職務が県委員会が人事委員会と協議して定めるものであつたときは、県委員会と人事委員会が協議して定める職務に

従事する職員)

(職員の区分)

第四条の五 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表イ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に該当していたときは、その者は、当該月において、これらの区分のそれぞれに対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第四条の六 前条(第四条の四の規定により職員として在職していたものとみなされる場合を含む。)後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

第五条第一項中「第七条第四項」を「第六条の四第一項」に、「に因り」を「により」に、「をとる」を「に従事する」に改め、同条第三項中「一」を「いずれかに」に改め、同条第四項中「才出」を「歳出」に改める。

第五条の二中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)」を「法」に、「地方公務員法の」を「法の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(その者の非違により退職した者)

第五条の三 条例第八条第二項第二号に規定する規則で定めるものは、その者の非違により退職した者で、退職の日から起算して三月前までに当該非違を原因として法第二十九条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けたものとする。

第十条第一項中「第三条から第五条」を「第二条の三から第六条の五」に、「市町村立学校職員」を「市町立学校職員」に、「市町村委員会及び三重県教育事務所」を「市町の教育委員会」に改め、同項第三号中「地方公務員共済組合法別表第四に掲げる」を「地方公務員等共済組合法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する」に改め、同項第六号中「第四条第一項第二号」を「第四条第一項第一号」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第二項中「市町村立学校職員については、三重県教育事務所、市町村委員会」を「市町立学校職員については、市町の教育委員会」に改める。

第十条の二第三号中「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。)」を「法」に改める。

第十六条中「市町村の教育委員会および三重県教育事務所」を「市町の教育委員会」に改める。

附則に次の一項を加える。

3 条例附則第二十五号ただし書に規定する規則で定める額は、第二条第二項に規定する給料の月額とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第四条の五関係)

イ 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間の基礎在職期間における職員の区分についての表

第三号区分	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成八年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間において適用されていた公立学校職員の給与に関する条例(他の条例及び規則において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例」という。)の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの 二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの 三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの 四 前三号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの
第四号区分	<ul style="list-style-type: none"> 一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は四級であつたもの(第三号区分の項第一号に掲げる

	<p>者を除く。)</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は四級であつたもの(第三号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>四 前各号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
<p>第五号区分</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。)</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの(第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の学校栄養職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
<p>第六号区分</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の学校栄養職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
<p>第七号区分</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第一号及び第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの(第五号区分の項第二号及び第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。)のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の学校栄養職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの(第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。)</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
<p>第八号区分</p>	<p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会</p>

	<p>が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第五号区分の項第一号、第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第五号区分の項第二号、第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の学校栄養職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
第九号区分	第三号区分から第八号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

ロ 平成十八年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第一号区分	<p>一 平成十八年四月一日以後適用されている公立学校職員の給与に関する条例（他の条例及び規則において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例」という。）の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの</p> <p>二 前号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
第二号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの</p> <p>二 前号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
第三号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの</p> <p>四 前三号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
第四号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は四級であつたもの（第三号区分の項第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は四級であつたもの（第三号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>三 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの</p> <p>四 前三号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
第五号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は三級であつたもの（第四号区分の項第一号に掲げる者を除く。）</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会</p>

	<p>と協議して定めるもの又は三級であつたもの（第四号区分の項第二号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の学校栄養職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>五 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの</p> <p>六 前各号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
第六号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第五号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第五号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の学校栄養職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
第七号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第五号区分の項第一号及び第六号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第五号区分の項第二号及び第六号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の学校栄養職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第六号区分の項第三号に掲げる者を除く。）</p> <p>四 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
第八号区分	<p>一 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の高等学校等教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第五号区分の項第一号、第六号区分の項第一号及び第七号区分の項第一号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>二 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の中学校・小学校教育職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの又は二級であつたもの（第五号区分の項第二号、第六号区分の項第二号及び第七号区分の項第二号に掲げる者を除く。）のうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>三 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の学校栄養職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたものうち県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p> <p>四 平成十八年四月以後の公立学校職員の給与に関する条例の行政職給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの</p> <p>五 前各号に掲げる者に準ずるものとして県委員会が人事委員会と協議して定めるもの</p>
第九号区分	<p>第一号区分から第八号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者</p>

第一号様式中

市町村教育委員会 経 由	經由印		経 由 年月日	年 月 日
教育事務所 経 由	年 月 日經由 本上申書及び必要書類は、事実上相違ない。 教育事務所長 氏 名 印			

を

市町教育委員会	年 月 日經由 本上申書及び必要書類は、事実上相違ない。 市町教育委員会 印
---------	--

に改める。

第七号様式中「〔第7号様式〕を「第7号様式(第10条関係)」に「第条第項の規定」を「附則第項の規定」に改める。

第十一号様式中注第二号を削り、注三号を注第二号とする。

第十六号様式中

市町村教委經由 年月日、印	年 月 日	印
教育事務所經由 年月日、印	年 月 日	印

を

市町教委經由 年月日、印	年 月 日	印
-----------------	-------	---

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 公立学校職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年条例第三十四号。以下「改正条例」という。)附則第三項の規定により読み替えて適用する同条例附則第二項に規定する規則三重県教育委員会以下「県委員会」という。)及び三重県人事委員会(以下「人事委員会」という。)が共同で定める規則をいう。以下同じ。)で定める額は、同条例附則第三項に掲げる者が、県委員会が人事委員会と協議して定めるところにより、その者の公立学校職員の退職手当に関する条例(昭和三十年三重県条例第十一号)第七條第五項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員(他の法律の規定により、同条の規定の適用について、同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員とみなされるものを含む。)としての在職期間において、公立学校職員の退職手当に関する条例第二條第一項に規定する職員として在職していたものとみなした場合に、その者が改正条例の施行の日の前日において受けるべき給料月額とする。

3 改正条例附則第五項の規定により読み替えて適用する同条例附則第四項に規定する規則で定める額は、前項に規定する給料月額とする。

4 この規則の施行の際現に改正前の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

(公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

5 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(昭和三十八年三重県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「および」を「及び」に改める。

平成18年3月31日付け三重県公報号外に、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金の承認、三重県営松阪野球場の利用料金の承認、並びに三重県営ライフル射撃場の利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第300号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項の規定により、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立鈴鹿青少年センターの設備器具の使用料(昭和60年三重県告示第286号)は廃止します。

平成18年3月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 指定管理者

財団法人三重県体育協会

理事長 谷口 繁

2 利用料金の額

(1) 施設を集团宿泊研修で利用する場合

区 分		単 位	金額(円)
県内に住所を有する者	小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者	1人1日につき	420
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	730
	その他の者	1人1日につき	1,260
県内に住所を有しない者	小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者	1人1日につき	840
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,470
	その他の者	1人1日につき	2,520

備考 1日とは、午後1時から翌日の午後1時までの間とする。

(2) 施設を集团宿泊研修以外で利用する場合

ア 団体利用

区 分	金額(円)						
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後6時30分から午後9時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	前後超過30分当たり
総合研修館	5,250	5,250	5,250	10,500	10,500	15,750	750
大研修室	3,150	3,150	3,150	5,250	5,250	7,350	350
オリエンテーション室	3,150	3,150	3,150	5,250	5,250	7,350	350
研修室	2,100	2,100	2,100	3,150	3,150	5,250	250
文化室	2,100	2,100	2,100	3,150	3,150	5,250	250
創作室	2,100	2,100	2,100	3,150	3,150	5,250	250

イ 個人利用

区 分	金額(円)
	午前9時から午後9時30分まで
研修室	100

備考 アの研修室の利用が無い場合に限り利用できるものとし、独占利用はできないものとする。

(3) 設備等

設備器具名	単 位	金額(円)
電子オルガン	1 日1 台につき	2,100
ピアノ	1 日1 台につき	5,250
16ミリ映写機(スクリーン付)	1 日1 台につき	3,150
スライド映写機(スクリーン付)	1 日1 台につき	1,050
トランシーバー	1 日1 組につき	1,050
オーバーヘッドプロジェクター(スクリーン付)	1 日1 台につき	1,050
テレビ・ビデオセット	1 日1 台につき	1,050
ビデオプロジェクター(スクリーン付)	1 日1 台につき	1,050
液晶プロジェクター(スクリーン付)	1 日1 台につき	1,050
ワイヤレスアンプ(マイク1付)	1 日1 台につき	1,050
オリエンテーリング用具	1 日1 台につき	1,050
七宝焼き電気炉(工具付)	1 日1 台につき	3,150
ラジカセ(種類: CD、MD、テープカセットデッキ)	1 日1 台につき	1,050
ビジュアルプレゼンター(スクリーン1、液晶プロジェクター1付)	1 日1 台につき	2,100
キャンドルサービス用具(燭台1・シート1・サリ-3)	1 日1 式につき	100
天体望遠鏡	1 日1 台につき	100
ドッチビー	1 日1 枚につき	100
フライングディスク	1 日1 枚につき	100
ヘルシーツイスト	1 日1 台につき	100
綱引きロープ	1 日1 本につき	100
ジムニックボール	1 日1 個につき	100
サッカーボール	1 日1 個につき	100
ドッジボール	1 日1 個につき	100
一輪車(ヘルメット1付)	1 日1 台につき	100
フリーテニスセット(ラケット4・ボール2)	1 日1 式につき	100
ターゲットバードゴルフセット(クラブ4・ゴール1・マット4)	1 日1 式につき	100
ゲートボールセット(球10・スティック10)	1 日1 式につき	100
インディアカセット(羽4)	1 日1 式につき	100
卓球セット(卓球台1・ラケット2・球4)	1 日1 式につき	100
バドミントンセット(ラケット2・シャトル2)	1 日1 式につき	100
バレーボールセット(球2)	1 日1 式につき	100
ソフトボールセット(ベース4・グローブ9・マスク1・バット2・球3)	1 日1 式につき	100
野外炊飯用具(各1: 炊飯鍋・両手鍋・金ボール・ざる・まな板・包丁・菜ばし・しゃもじ・玉しゃもじ・火バサミ・用具入れ)	1 日1 式につき	500

3 利用料金の承認年月日

平成18年3月23日

4 利用料金の適用年月日

平成18年4月1日

三重県告示301号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項の規定により、三重県営総合競技場及び三重県営鈴鹿スポーツガーデンの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、利用料金の承認(平成14年三重県告示第234号)は、平成18年3月31日限り廃止します。

平成18年3月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 指定管理者

財団法人三重県体育協会

理事長 谷口 繁

2 施設の名称及び利用料金の額

(1) 三重県営総合競技場

ア 総合競技場の施設(会議室及びステージを除く。)

(ア) 全部利用の場合

区 分		施設名	金額(円)
アマチュアスポーツに利用する場合	入場料を徴収しない場合	体育館	2,100 (2,700)
		体育館別館	1,000 (1,400)
		陸上競技場	2,000 (2,500)
		補助競技場	800 (1,000)
	入場料を徴収する場合	体育館	6,200 (7,800)
		体育館別館	3,100 (4,000)
		陸上競技場	5,900 (7,400)
		補助競技場	2,300 (2,900)
営利を目的とする場合		体育館	52,000 (65,000)
		体育館別館	26,000 (32,600)
		陸上競技場	49,000 (61,500)
		補助競技場	18,500 (23,000)
その他の催物に利用する場合	入場料を徴収しない場合	体育館	10,400 (13,000)
		体育館別館	5,200 (6,600)
		陸上競技場	9,800 (12,400)
		補助競技場	3,700 (4,600)
	入場料を徴収する場合	体育館	31,200 (39,000)
		体育館別館	15,600 (19,500)
		陸上競技場	29,500 (36,800)
		補助競技場	11,100 (15,000)

備考1 金額は、1時間（1時間に満たない時間は、1時間とする。）当たりの額とする。

- 2 ()の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に利用する場合の額とする。
- 3 準備又は撤去するために各施設を利用する場合の金額は、各施設の「アマチュアスポーツ」の「入場料を徴収しない場合」の額とする。
- 4 陸上競技場と補助競技場を併せて利用する場合の金額は、陸上競技場を利用する場合の額とする。
- 5 体育館を半面で利用する場合は、半額とする。

(イ) 部分利用の場合

区 分		金額（円）		
体育館及び体育館別館	小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	バスケットボール	1面につき	940
		バレーボール	1面につき	630
		バドミントン	1面につき	310
		テニス	1面につき	940
		卓球	1台につき	210
	その他の者	バスケットボール	1面につき	1,890
		バレーボール	1面につき	1,260
		バドミントン	1面につき	630
		テニス	1面につき	1,890
		卓球	1台につき	420

備考1 金額は、2時間（2時間に満たない時間は、2時間とする。）当たりの額とする。

- 2 バスケットボール及びテニスは、体育館別館を除く。

(ウ) 個人利用の場合

区 分		金額（円）	
陸上競技場	小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	1人につき	110
	その他の者	1人につき	230
補助競技場	小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	1人につき	40
	その他の者	1人につき	80
トレーニングセンター	高校生	1人につき	110
		回数券11回分	1,100
		1か月券	1,000
		3か月券	2,700
	その他の者（小学生及び中学生並びにこれらに準ずる者を除く。）	1人につき	230
		回数券11回分	2,300
		1か月券	2,200
		3か月券	6,000

備考 金額は、2時間（2時間に満たない時間は、2時間とする。）当たりの額とする。

イ 総合競技場の会議室及びステージ

区 分		金額（円）	
体育館	第1会議室		520 (730)
	第2会議室		730 (940)
	第3会議室		520 (730)
	ステージ（アマチュアスポーツに利用する場合を除く。）		1,470 (1,890)

陸上競技場	第1 会議室	730 (940)
	第2 会議室	730 (940)
	第3 会議室	520 (730)
	第4 会議室	730 (940)

備考1 金額は、1 時間(1 時間に満たない時間は、1 時間とする。)当たりの額とする。

2 () の金額は、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日に利用する場合の額とする。

ウ 総合競技場の設備等

(ア) 設備及び器具

区分	設備器具名	単 位	金額(円)	
体育館	温水シャワー	1 日につき	アマチュアスポーツ	1,150
			その他	1,780
	湯沸設備	1 日につき	アマチュアスポーツ	1,150
			その他	1,780
	放送設備	1 式1 時間につき	アマチュアスポーツ	420
			その他	940
	ステージ照明	1 時間につき	アマチュアスポーツ	730
			その他	1,050
	2 列照明	1 時間につき	アマチュアスポーツ	840
			その他	1,150
	4 列照明	1 時間につき	アマチュアスポーツ	1,680
			その他	2,310
	6 列照明	1 時間につき	アマチュアスポーツ	2,520
			その他	3,460
	机	1 日1 脚	アマチュアスポーツ	50
			その他	70
椅子 1 人掛け	1 日1 脚	アマチュアスポーツ	30	
		その他	50	
椅子 4 人掛け	1 日1 脚	アマチュアスポーツ	70	
		その他	140	
ピアノ	1 台1 時間につき	アマチュアスポーツ	940	
		その他	1,470	
冷暖房設備	1 時間につき	アマチュアスポーツ	7,350	
		その他	10,500	
体育館別館	5 列照明	1 時間につき	アマチュアスポーツ	310
			その他	420
	9 列照明	1 時間につき	アマチュアスポーツ	520
			その他	730
冷暖房設備	1 時間につき	アマチュアスポーツ	4,200	
		その他	5,880	
陸上競技場	温水シャワー	1 日	アマチュアスポーツ	1,150
			その他	1,780
	湯沸設備	1 日	アマチュアスポーツ	1,150
			その他	1,780
	放送設備	1 式1 時間につき	アマチュアスポーツ	420
			その他	940
	机	1 日1 脚	アマチュアスポーツ	50
			その他	70
椅子 1 人掛け	1 日1 脚	アマチュアスポーツ	30	
		その他	50	

	椅子 4人掛け	1日1脚	アマチュアスポーツ	70
			その他	140
	天幕	1日1張	アマチュアスポーツ	1,050
			その他	1,680
	大型映像装置	1式1時間につき	アマチュアスポーツ	3,000
			その他	6,000

備考 体育館及び陸上競技場の机及び椅子については、会議室を利用する場合を除く。

(イ) 陸上競技用器具

品名	単位(1日当たり)	金額(円)
スターティングブロック	1個	60
ストップウォッチ	1個	80
ハードル	1個	40
ヤリ	1本	140
ハンマー	1個	60
円盤	1個	60
砲丸	1個	60
棒高とび用器具	1式	730
走高とび用器具	1式	560
走幅・三段とび距離測定器	1式	330
踏切板	1本	60
全自動ピストル	1個	100
YO式スタート発信装置	1式	4,200
スターター拡声装置	1式	3,150
写真判定装置	1式	4,200
トラック記録速報表示器	1台	2,410
周回表示器	1台	420
フィールド成績表示器	1台	1,780
風力速報表示器	1台	310
風向・風速計	1台	1,260
投てき距離測定装置	1式	4,200
ゴールタイマー	1台	4,200
フィニッシュタイマー	1台	4,200
レーン・ナンバー表示盤	1台	4,200
ビーチパラソル	1台	100
走幅とび・三段とび測定装置	1台	4,200

備考 この表に掲げる陸上競技用器具の全部を利用する場合の1日の金額は、10,000円とする。

(2) 三重県営鈴鹿スポーツガーデン

ア サッカー・ラグビー場

(ア) 施設

区分				金額(円)					
				午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
メインサッカー・ラグビー場	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	30,000	30,000	30,000	60,000	60,000	90,000
			その他の者	39,000	39,000	39,000	78,000	78,000	117,000
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		390,000	390,000	390,000	780,000	780,000	1,170,000

入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	30,000
		その他の者	14,000	14,000	14,000	28,000	28,000	42,000
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合		54,000	54,000	54,000	108,000	108,000	162,000
第1グラウンド			5,000	5,000		10,000		
第2グラウンド			5,000	5,000		10,000		
第3グラウンド			5,000	5,000	5,000	10,000	10,000	15,000
第4グラウンド			5,000	5,000	5,000	10,000	10,000	15,000
本部室			3,360	3,360	3,970	6,720	7,330	10,690
第1会議室			5,700	5,700	6,720	11,400	12,420	18,120
第2会議室			3,360	3,360	3,970	6,720	7,330	10,690

備考1 準備又は撤去のためにメインサッカー・ラグビー場を利用する場合の金額は、メインサッカー・ラグビー場における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツに利用する場合」に掲げる額とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

3 本部室、第1会議室又は第2会議室において冷暖房を利用する場合の金額は、この表に定める金額に1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たり100円を加算した額とする。

(イ) メインサッカー・ラグビー場設備

区 分		金額(円)	
電光掲示板	アマチュアスポーツに利用する場合	100	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	300	
照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	4,480
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	75,430
	2分の1点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	2,240
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	73,390
	3分の1点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	1,520
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	72,370
放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	910	

備考 金額は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たりの額とする。

(ウ) 第3グラウンド及び第4グラウンド設備

区 分		金額(円)	
照明灯	全部点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	5,000
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	84,000
	3分の2点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	3,300
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	56,000
	2分の1点灯	アマチュアスポーツに利用する場合	2,500
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	42,000

備考 金額は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たりの額とする。

イ 水泳場

(ア) 施設

a 専用利用の場合

区 分		単 位	金額(円)	
メインプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2コース 2時間につき	25,000
			全コース 2時間につき	125,000
		その他の者	2コース 2時間につき	44,500
			全コース 2時間につき	222,500
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2コース 2時間につき	2,500
			全コース 2時間につき	12,500
		その他の者	2コース 2時間につき	4,500
			全コース 2時間につき	22,500
サブプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	4コース 2時間につき	50,000
			全コース 2時間につき	95,000
		その他の者	4コース 2時間につき	90,000
			全コース 2時間につき	170,000
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	4コース 2時間につき	5,000
			全コース 2時間につき	9,500
		その他の者	4コース 2時間につき	9,000
			全コース 2時間につき	17,000
飛込みプール	入場料を徴収する場合	児童生徒等	2時間につき	60,000
		その他の者	2時間につき	120,000
	入場料を徴収しない場合	児童生徒等	2時間につき	6,000
		その他の者	2時間につき	12,000
第1 会議室		2時間につき	2,400	
第2 会議室		2時間につき	2,400	
第3 会議室		2時間につき	2,400	

備考 1 準備又は撤去のためにメインプール又は飛込みプールを利用する場合の金額は、各施設における「入場料を徴収しない場合」に掲げる額とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

3 第1 会議室、第2 会議室又は第3 会議室において冷暖房を利用する場合は、この表に定める額に1 時間(1 時間に満たない時間は、1 時間とする。)当たり 100円を加算した額とする。

b 個人利用の場合

区 分		単 位	金額(円)
メインプール、サブプール、飛込みプール 及びトレーニングルーム	児童生徒等	回数券1 1 回分	2,000
		1 人1 回につき	200
	その他の者	回数券1 1 回分	4,500
		1 人1 回につき	450

備考 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(イ) 設備

区 分		金額(円)
電光掲示板	入場料を徴収する場合	15,000
	入場料を徴収しない場合	1,500
放送設備	入場料を徴収する場合	910

備考 金額は、1 時間(1 時間に満たない時間は、1 時間とする。)当たりの額とする。

ウ 庭球場

(ア) 施設

区 分				単 位	金額(円)
センターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	1 面1 時間につき	2,400
			その他の者	1 面1 時間につき	4,800
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1 面1 時間につき	48,000
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	1 面1 時間につき	900
			その他の者	1 面1 時間につき	1,800
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1 面1 時間につき	7,800
シェルターコート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	1 面1 時間につき	1,000
			その他の者	1 面1 時間につき	2,000
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1 面1 時間につき	20,000
	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	1 面1 時間につき	400
			その他の者	1 面1 時間につき	800
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1 面1 時間につき	4,000
屋外コート	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	1 面1 時間につき	800
			その他の者	1 面1 時間につき	1,600
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1 面1 時間につき	16,000

	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに利用する場合	児童生徒等	1面1時間につき	300
			その他の者	1面1時間につき	600
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合		1面1時間につき	2,600

備考1 準備又は撤去のために各施設を利用する場合の金額は、各施設における「入場料を徴収しない場合」の「アマチュアスポーツに利用する場合」に掲げる額とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

- (1) 小学校就学前の者
- (2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(イ) 設備

区 分		金額(円)	
電光掲示盤	アマチュアスポーツに利用する場合	100	
	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	800	
照明灯	センターコート	アマチュアスポーツに利用する場合	1,000
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	10,000
	シェルターコート	アマチュアスポーツに利用する場合	200
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1,900
	屋外コート	アマチュアスポーツに利用する場合	200
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	1,700
放送設備	アマチュアスポーツ以外に利用する場合	910	

備考 金額は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たりの額とする。

エ 多目的広場

区 分	金額(円)	
多目的広場	全面利用	1,500
	3分の2利用	1,000
	3分の1利用	500

備考 金額は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たりの額とする。

3 利用料金の承認年月日

平成18年3月23日

4 利用料金の適用年月日

平成18年4月1日

三重県告示第302号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項の規定により、三重県営松阪野球場の利用料金を次のとおり承認しました。

平成18年3月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 指定管理者

松阪市

市長 下村 猛

2 利用料金の額

区分	入場料を徴収しない場合		入 場 料 を 徴 収 す る 場 合							
			入場料の額が100円以下のとき		入場料の額が100円を超え200円以下のとき		入場料の額が200円を超え500円以下のとき		入場料の額が500円を超えるとき	
			児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者	児童生徒等	その他の者
金額(円)	620	1,250	3,720	7,500	7,440	15,000	18,600	37,500	37,200	75,000

- 備考 1 金額は、1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たりの額とする。
2 利用区分は、次のとおりとする。
(1) 午前9時から午前11時まで
(2) 午前11時から午後1時まで
(3) 午後1時から午後3時まで
(4) 午後3時から午後5時まで
3 2で定める時間以外に利用する場合は、1時間を単位とする。
4 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。
(1) 小学校就学前の者
(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

3 利用料金の承認年月日

平成18年3月23日

4 利用料金の適用年月日

平成18年4月1日

三重県告示第303号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第9項の規定により、三重県営ライフル射撃場の利用料金を次のとおり承認しました。

平成18年3月31日

三重県知事 野 呂 昭 彦

1 指定管理者

三重県ライフル射撃協会

会長 河野 肇

2 利用料金の額

(1) 個人利用

区 分	基本料金 (2時間につき)	超過料金 (1時間につき)
一 般	400円	200円
生 徒	200円	100円

(2) 専用利用

基本料金		超過料金 (1時間につき)
全 日(8時間)につき	半 日(4時間)につき	
30,000円	15,000円	3,750円

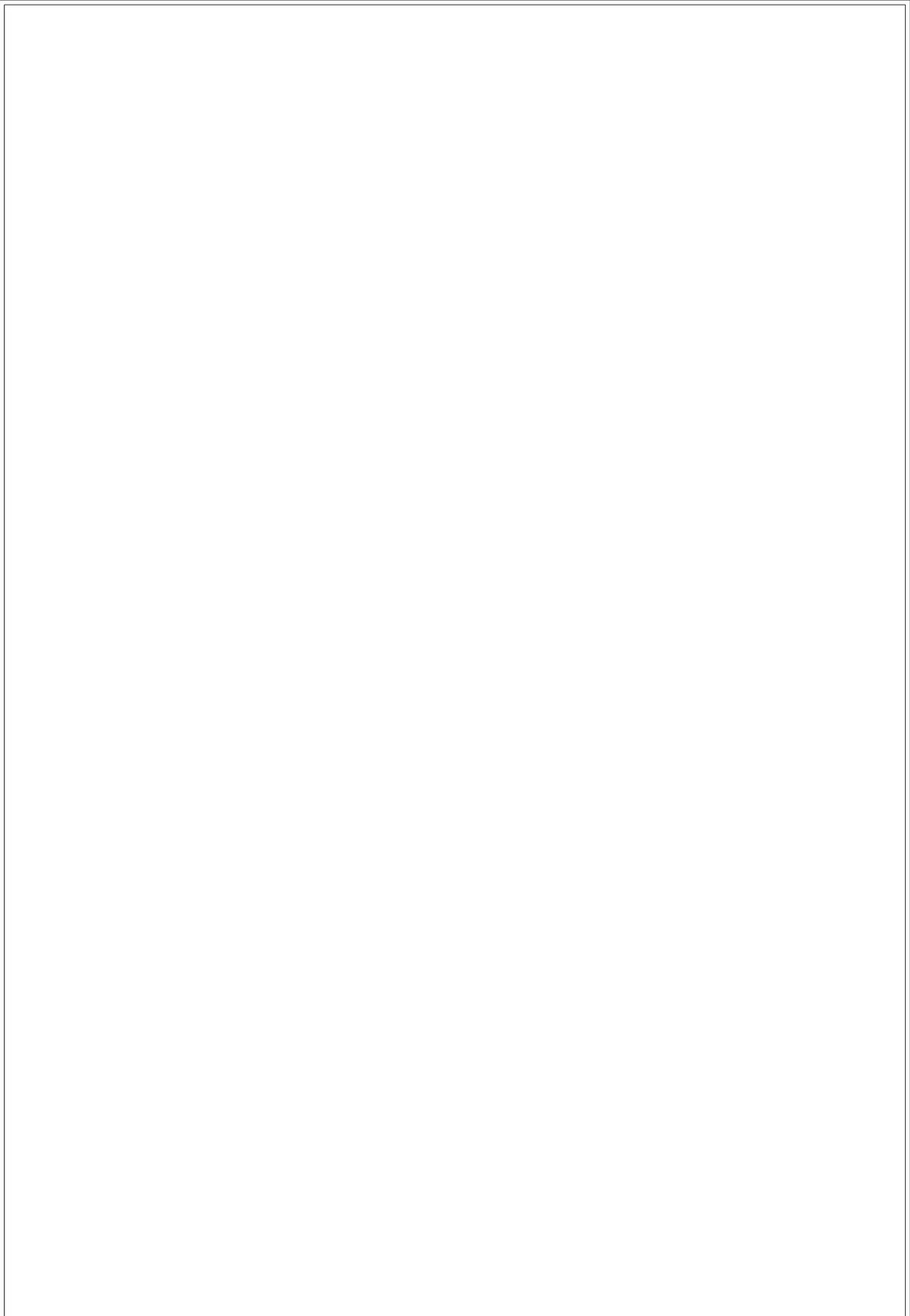
- 備考 1 専用利用とは、施設等を一括して利用する場合をいう。
2 基本料金とは、個人利用にあつては利用開始後2時間までの料金を、専用利用にあつては午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時までの各4時間当たりの料金をいう。
3 超過料金とは、基本料金の単位となった時間を超えて利用する時間1時間(1時間に満たない時間は、1時間とする。)当たりの料金をいう。

3 利用料金の承認年月日

平成18年3月23日

4 利用料金の適用年月日

平成18年4月1日



発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
森田印刷株式会社